

第 1 審議会の結論

名古屋市教育委員会（以下「実施機関」という。）が、本件審査請求の対象となる保有個人情報が存在しないことを理由として行った非開示決定は、妥当である。

第 2 審査請求に至る経過

1 平成24年 7月18日、審査請求人は、名古屋市個人情報保護条例（平成17年名古屋市条例第26号。以下「個人情報保護条例」という。）に基づき、実施機関に対し、次に掲げる個人情報の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

- (1) 審査請求人が名古屋市副市長宛てに提出し、名古屋市市長室（以下「市長室」という。）から名古屋市教育委員会事務局学校教育部指導室（以下「指導室」という。）に送付された、平成22年 9月28日付け「名古屋市立の中学校教育に係る教育品質について」の照会文書（以下「本件照会文書①」という。）に対して、回答をしない旨を決定した決裁文書の写し（以下「本件請求文書①」という。）
- (2) 審査請求人が名古屋市立〇〇中学校（以下「本件中学校」という。）に提出した平成24年 5月 6日付け〇〇H24-第 1-1号の照会文書（以下「本件照会文書②」という。）、〇〇H24-第 1-2号の照会文書（以下「本件照会文書③」という。）、〇〇H24-第 2号の照会文書（以下「本件照会文書④」という。）及び〇〇H24-第 3号の照会文書（以下「本件照会文書⑤」という。）に対する決裁文書の写し（特に審査請求人の指定した回答様式を使用して回答しなかった理由のわかるもの）（以下「本件請求文書②」という。）
- (3) 審査請求人が本件中学校に提出した同月25日付け〇〇H24-第 1-1-2号の照会文書（以下「本件照会文書⑥」という。）及び〇〇H24-第 1-2-2号の照会文書（以下「本件照会文書⑦」という。）に対して、回答をしない旨を決定した決裁文書の写し（以下「本件請求文書③」という。）

2 同年 8月 1日、実施機関は、本件開示請求に対して、本件請求文書①から本件請求文書③までが存在しないことを理由として、非開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、その旨を審査請求人に通知した。

- 3 同年 9月10日、審査請求人は、本件処分を不服として、名古屋市長に対して審査請求を行った。

第 3 審査請求人の主張

1 審査請求の趣旨

次に掲げる裁決を求めるものである。

- (1) 本件処分を取り消すとの裁決
- (2) 本件中学校及び指導室に対して、本件照会文書①から本件照会文書⑦までについて誠意ある回答をすることを命ずる裁決
- (3) 上記 (1)及び (2)で求める裁決がなされない場合には、本件請求文書①から本件請求文書③までを作成し、審査請求人に当該文書の写しを送付することを命ずる裁決
- (4) 主権者としての住民（国民）からの照会文書に対して回答をしない行政事務が可能である根拠（条例、条例に基づく要綱又は要領若しくは名古屋市長名又は名古屋市教育長名の通達等）を審査請求人に示すことを命ずる裁決
- (5) 主権者としての住民（国民）からの照会文書に対して回答をしない行政事務が可能である場合、当該事務の決裁文書を作成せず、その旨を審査請求人に通告することなく当該事務を履行することが可能である根拠（条例、条例に基づく要綱又は要領若しくは名古屋市長名又は名古屋市教育長名の通達等）並びに当該事務の遂行を指示した責任者の所属、役職名及び氏名を審査請求人に通告することを命ずる裁決

2 審査請求の理由

審査請求人が審査請求書及び反論意見書で主張している審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

- (1) 実施機関は、弁明意見書において、本件照会文書①に対して市長室が回答すべきものと解するような表現をしているが、正確には、市長室を經由して実施機関からの回答を求めるという意味であり、審査請求人に対して回答不要であるとするのは論理が飛躍している。

実施機関は、審査請求人に対して回答する意思さえなかったものを回答する積極的な意思があったように装う虚偽の弁明をしている。

行政に対する照会文書に対して、回答しない又は電話で回答することは考えられない。

本件照会文書①の内容に関して、本件中学校が適切に対応しているのであれば、このような問題は起こり得ない。

(2) 本件中学校は、本件照会文書②から本件照会文書⑤までに対して、審査請求人作成の様式で回答しておらず、当該様式で回答しない又はできない理由を明示していないことから、回答文書としての形式的要件をなしていない。

当該回答は、審査請求人の要望を無視した抽象的な回答であり、根拠資料、参考文献等を明示していないことから、回答文書としての実質的内容を有していない。

(3) 実施機関は、本件照会文書⑥及び本件照会文書⑦は、本件照会文書②から本件照会文書⑤までと同様の内容であったことから、改めて回答する必要はない旨を本件中学校の校長（以下「本件校長」という。）から本件中学校の教頭（以下「本件教頭」という。）へ口頭で指示したと主張しているが、本件照会文書⑥及び本件照会文書⑦は、本件照会文書②から本件照会文書⑤までと全く同じ内容ではなく追加質問をしており、異なる内容である。

(4) 指導室及び本件中学校は、本件照会文書①から本件照会文書⑦までに対して一切の回答をせず、本件処分において、本件請求文書①から本件請求文書③までを作成しておらず存在しないとしている。

しかし、作成しておらず存在しないということを理由として照会文書に対して回答をせず、そのことを決定した決裁文書さえも作成しないことが許されるのであれば、実施機関にとって不都合な照会文書は無視する又は握り潰すことが可能になってしまう。実施機関は不都合な照会文書には回答をせず、証拠も残さない。

(5) 行政事務には、事務の正当性及び一貫性を保持し、行政事務に対する恣意性を排除するため、その事務を遂行する裏付け又は根拠（条例、条例に基づく要綱又は要領若しくは名古屋市長名又は名古屋市教育長名の通達等）があるはずである。

(6) 行政の一つの特徴として文書主義があり、恣意的行政を回避するための一つの手段が文書主義である。実施機関は自らに課せられている文書主義の義務、責務及び意義を放棄している。

実施機関の弁明は、おおむね次のとおりである。

- 1 本件照会文書①は、当時の実施機関の事務を担当していた副市長（以下「本件副市長」という。）宛に提出された文書である一方で、その内容は、本件中学校のテストについて照会したものであり、本件中学校が既に審査請求人から照会を受け、回答してきたものである。

名古屋市教育委員会事務局学校教育部長（以下「学校教育部長」という。）が市長室秘書課（以下「秘書課」という。）に対して、以前から本件中学校が適切に対応しており、それ以上の対応はないこと、指導室が本件中学校と協力して適切に対応していくことを伝えた上で、指導室の指導主事から審査請求人に対して、本件照会文書①については文書で回答しない旨を電話で伝えていることから、本件請求文書①は存在しない。

なお、本件中学校は、審査請求人からの照会に対し、本件照会文書①が提出された後も、電話や文書で回答を行っている。

- 2 本件教頭は、本件照会文書②から本件照会文書⑤までに対する回答について、本件校長に口頭で確認し、審査請求人に対し平成24年 5月18日付け文書で回答していることから、本件請求文書②は存在しない。

- 3 本件照会文書⑥及び本件照会文書⑦は、上記 2で述べた平成24年 5月18日付け文書に対して照会された文書であり、本件照会文書②から本件照会文書⑤までと同様の内容であったため、本件校長が本件教頭に対して、改めて回答する必要はない旨を口頭で指示したことから、本件請求文書③は存在しない。

第 5 審議会の判断

1 争点

本件請求文書①から本件請求文書③までが存在するか否かが争点となっている。

2 本件開示請求に至る経緯について

当審議会の調査によると、本件開示請求に至る経緯について次の事実が認められる。

- (1) 平成22年 9月28日、秘書課は、審査請求人から本件照会文書①を収受した。

- (2) 本件照会文書①は、審査請求人から本件副市長宛に提出されたものであ

り、本件中学校への指導を希望する旨、審査請求人からの照会に対する回答を本件中学校に求める旨、本件副市長が本件中学校からの回答を確認し、当該回答を秘書課から審査請求人へ送付することを希望する旨等が記載されている。

(3) 実施機関は、名古屋市副市長宛てに名古屋市役所に届く市民からの意見、質問等については、当該意見、質問等に関係する事務を所管する部署が対応するものと判断した。

(4) 名古屋市教育委員会事務局総務部主幹（調査）は、秘書課の主事から本件照会文書①を收受し、指導室を所管する学校教育部長に当該文書を渡した。

学校教育部長は、秘書課に対し、本件照会文書①の内容については指導室が本件中学校とともに対応する旨を伝えた。そして、本件中学校が審査請求人に対して行ってきた対応以上の回答はないことから、改めて回答をする必要がないと判断するとともに、当該文書を指導室の職員に渡した。

(5) 同年11月10日、審査請求人が名古屋市教育委員会事務局総務部総務課に連絡をしたことから、名古屋市〇〇区の学校教育の指導に関することを担当している指導室の指導主事（以下「本件指導主事」という。）が、審査請求人に電話で連絡をし、本件照会文書①に対しては文書で回答をしない旨を伝えた。

(6) 平成24年 5月 7日、本件中学校は、審査請求人から本件照会文書②から本件照会文書⑤までを收受した。

(7) 本件照会文書②から本件照会文書⑤までは、本件中学校で行われたテストの模範解答、採点等に関して、本件教頭及び本件中学校の担当教員宛に提出されたものである。

本件教頭は、本件校長と相談して本件照会文書②から本件照会文書⑤までに対する回答文書（以下「本件回答文書」という。）を作成し、本件校長は、審査請求人に対して本件回答文書により回答する旨を口頭で承認した。

(8) 同月18日、本件中学校は、審査請求人に対して本件回答文書を送付した。

(9) 同月25日、本件中学校は、審査請求人から本件照会文書⑥及び本件照会文書⑦を収受した。

(10) 本件照会文書⑥及び本件照会文書⑦は、本件回答文書が、審査請求人が指定した様式とは異なるものであったことから、本件照会文書②及び本件照会文書③について当該様式による回答を求めるとともに、本件回答文書の疑問点について追加で照会が行われたものである。

(11) 本件教頭は、本件照会文書⑥及び本件照会文書⑦に対する回答について本件校長に指示を仰ぎ、本件校長は、本件回答文書により本件照会文書⑥及び本件照会文書⑦の照会内容について回答を行っていることから、改めて回答をする必要はない旨を本件教頭に口頭で指示した。

3 本件開示請求の対象となる保有個人情報について

(1) 本件請求文書①について

上記 2 (4)で述べたとおり、学校教育部長は、秘書課に対し、本件照会文書①の内容について指導室及び本件中学校で対応する旨を口頭で伝えるとともに、当該文書に回答する必要がない旨を学校教育部長自ら判断している。

したがって、実施機関は、本件請求文書①を作成していないと認められる。

(2) 本件請求文書②について

上記 2 (7)で述べたとおり、本件校長及び本件教頭は、審査請求人が指定した様式とは異なる様式で本件回答文書を作成し、審査請求人に回答する旨を口頭で相談し、本件校長が口頭で承認している。

したがって、実施機関は、本件請求文書②を作成していないと認められる。

(3) 本件請求文書③について

上記 2(11)で述べたとおり、本件教頭が、本件照会文書⑥及び本件照会文書⑦の回答について本件校長に口頭で指示を仰いだところ、本件校長は、本件照会文書⑥及び本件照会文書⑦は、本件照会文書②及び本件照会文書③と同様の内容であり、本件回答文書により回答をしていることから、改めて回答をする必要がない旨を口頭で指示している。

したがって、実施機関は、本件請求文書③を作成していないと認められ

る。

(4) 以上のことから、本件請求文書①から本件請求文書③までは存在しないと認められる。

4 上記のことから、「第 1 審議会の結論」のように判断する。

5 なお、審査請求人は、審査請求の趣旨として、上記第 3 1 (2)から (5)までに掲げる裁決を求めているが、審査請求人のこれらの申立ては、個人情報保護条例第48条第 1項に規定する開示決定等の処分に対する不服申立てに該当せず、当審議会では判断しない。

第 6 審議会の処理経過

年 月 日	処 理 経 過
平成24年 9月28日	諮問書の受理
10月 1日	実施機関に弁明意見書を提出するよう通知
11月12日	実施機関の弁明意見書を受理
11月14日	審査請求人に弁明意見書の写しを送付 併せて、弁明意見書に対する反論があるときは反論意見書を、口頭での意見陳述を希望する場合は意見陳述申出書を提出するよう通知
12月21日	審査請求人の反論意見書を受理
平成26年 1月17日 (第186回審議会)	調査審議 実施機関の意見を聴取
3月20日 (第188回審議会)	調査審議
4月18日 (第189回審議会)	調査審議
4月28日	答申